

小値賀町議会第2回臨時会は、平成27年5月1日午前10時00分、小値賀町役場議場に招集された。

1、出席議員 8名

1	番	今	田	光	弘
2	番	松	屋	治	郎
3	番	末	永	一	朗
4	番	土	川	重	佳
5	番	浦		英	明
6	番	横	山	弘	藏
7	番	宮	崎	良	保
8	番	立	石	隆	教

2、欠席議員 なし

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

(執行部、日程第15より入場)

町	長	西	浩	三
副	町	谷	良	一
総	務	中	川	一
	課			也
	長			

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議	会	事	務	局	長	尾	野	英	昭	
議	会	事	務	局	書	記	岩	坪	百	合

5、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第2回臨時会

平成27年5月1日（金曜日） 午前10時00分 開 会

第 1 仮議席の指定

第 2 議 長 選 挙

追 加 議 事 日 程

（第1号の追加1）

第 3 会議録署名議員指名（ 松屋治郎議員 ・ 宮崎良保議員 ）

第 4 会 期 決 定

第 5 副 議 長 選 挙

第 6 議 席 の 指 定

第 7 各常任委員会委員選任

第 8 各常任委員会委員長及び副委員長選任

第 9 議会運営委員会委員選任

第10 議会運営委員会委員長及び副委員長選任

第11 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

追 加 議 事 日 程
(第1号の追加2)

- 第12 国境離島活性化推進特別委員会設置について
(委員選任及び正副委員長選任)
- 第13 地方創生まちづくり特別委員会設置について
(委員選任及び正副委員長選任)
- 第14 議員派遣の件について
- 第15 議案第36号 小値賀町監査委員選任の同意について
- 第16 各委員会の閉会中の継続調査(審査)について

午前 10 時 00 分開会

事務局長（尾野英昭） 皆さん、おはようございます。

事務局長の尾野です。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定によって、出席議員の中で年長の議員さんが臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員の中で、末永議員さんが年長の議員でありますので、ご紹介いたします。

（年長議員の末永一朗議員、議長席に着く）

臨時議長（末永一朗） ただいま、ご紹介されました末永です。

地方自治法第 107 条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。

どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は、8 人です。

定足数に達していますので、ただいまから平成 27 年小値賀町議会第 2 回臨時議会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第 1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

日程第 2、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙は投票で行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（末永一朗） 異議なしと認めます。

したがって、選挙は投票で行うことに決定しました。

議場の出入口を閉めます。

（事務局職員、議場の出入口を閉鎖）

臨時議長（末永一朗） ただいまの出席議員数は、8 名であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人に土川重佳議員及び浦 英明議員を指名します。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（末永一朗） 異議なしと認めます。

したがって、立会人に土川重佳議員及び浦 英明議員を指名します。

これより投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。

投票は、単記無記名です。

(事務局職員、投票用紙配付)

臨時議長(末永一朗) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長(末永一朗) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(事務局職員、投票箱を点検)

臨時議長(末永一朗) 投票箱は異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

事務局長に、議席番号と氏名を点呼させますので、順番に投票箱に投票願います。

(事務局長点呼、投票)

事務局長(尾野英昭) それでは、順次呼び上げます。

1番・宮崎良保議員、2番・松屋治郎議員、3番・土川重佳議員、4番・今田光弘議員、5番・立石隆教議員、7番・横山弘藏議員、8番・浦 英明議員、6番・末永一朗議員。

以上です。

臨時議長(末永一朗) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長(末永一朗) 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。

会議規則第32条第1項の規定により、立会人、土川重佳議員及び浦 英明議員、開票の立会いをお願いします。

(事務局職員は投票箱を開鎖し、投票を点検整理・開票)

臨時議長(末永一朗) 選挙の結果を報告します。

投票総数8票、有効投票8票、無効投票0票です。

有効投票のうち、立石隆教議員6票、浦 英明議員2票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、2票です。

したがって、立石隆教議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(事務局職員、議場の出入口を開鎖)

臨時議長(末永一朗) ただいま議長に当選されました、立石隆教議員が議長

におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

議長に当選されました立石隆教議員を紹介します。

仮議席 5 番（立石隆教） 臨時議長、発言を求めます。

臨時議長（末永一朗） 立石議員

（議長登壇・当選承諾及びあいさつ）

仮議席 5 番（立石隆教） このたび、議長に選出いただき、誠にありがとうございました。もとより、浅学菲才の身ではございますが、皆様のご協力をいただきながら、重責を全うしていきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

議会は迫認機関ではなく、議事機関であり、意思決定機関であります。議会は合議体でありますから、住民の意見の吸い上げや一致性を見出すための論理的な自由討議を基本とすべきだと考えます。議会は、執行機関との機関競争を意識し、より良い小値賀の創造に向けて、合議体としての特徴を生かし、広範囲で革新的な目を大事にすべきだと思います。議会は、町の現在と未来を、福祉と町づくりに、意思決定機関として地方自治体の一翼を担っていく責任を常に意識する必要があります。議会は、意思決定機関として物事が決定される過程の見える化に取り組み、主権者への情報公開に努める必要があると考えます。議会の責任は、小値賀町の現在と未来の姿をより良いものにするために何をすべきかを常に考え、行動し、意思を決定することで、町民の付託に応えることだと思います。議会は、住民の要望を吸い上げ、合議の上でその声を行政に反映させて、行政を刷新させていくことこそ、本来の使命です。従来形式にとらわれず、これまでの 4 年間で行ってきた議会改革を更に推し進め、それが町民の目から見て具体的な成果となるよう、この 4 年間で議会改革の成果の時と位置づけたいと思います。また、懸案の小値賀町議会基本条例の制定に向けた取り組みについても、完結させたいと思います。

本年は、国が推進する地方創生の元年です。この流れを少数社会での小値賀ならではのシステムを構築していく始まりの年にすべく、尽力します。議員各位の力を、そして町民皆様の力を結集して、新たな段階に来た小値賀の諸課題に取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

これをもって、就任受諾の御挨拶とさせていただきます。

臨時議長（末永一朗） 以上をもちまして、臨時議長の職務を終了いたしました。

ご協力に対し、厚くお礼申し上げます。

ありがとうございました。

立石議長、議長席にお着き願います。

(臨時議長、自席へ戻る)

(立石議長、議長席に着く)

議長(立石隆教) それでは、諸般の協議がございますので、しばらく休憩します。

— 休 憩 午 前 10 時 15 分 —

— 再 開 午 前 10 時 17 分 —

(追加議事日程「第1号の追加1」を配付)

議長(立石隆教) 再開いたします。

追加議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、松屋治郎議員、宮崎良保議員を指名いたします。

日程第4、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙は投票で行いたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

浦 議 員

仮議席8番(浦 英明) 私は、副議長につきましてはですね、推選がいいと思えます。ただし、私を除く人であれば結構でございます。そのように申し上げたいと思えます。

議長(立石隆教) 推選との発言でございますが、皆さん方のご意見はいかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(「選挙がいいと思えます」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 1人でも選挙と言った以上は選挙にしなきゃいけませんので、選挙にしたいと思えます。

選挙は、投票で行います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

よって、選挙は投票で行うことに決定しました。

議場の出入口を閉めます。

(事務局職員、議場の出入口を閉鎖)

議長(立石隆教) ただいまの出席議員数は、8人です。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に土川重佳議員及び浦 英明議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、立会人に土川重佳議員及び浦 英明議員を指名いたします。

これより投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。

投票は、単記無記名です。

(事務局職員、投票用紙配付)

議長(立石隆教) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(事務局職員、投票箱を点検)

議長(立石隆教) 投票箱は異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票してください。

事務局長に、議席番号と氏名を点呼させますので、順番に投票箱に投票願います。

(事務局長点呼、投票)

事務局長(尾野英昭) それでは、順次呼び上げますので、投票をお願いいたします。

1番・宮崎良保議員、2番・松屋治郎議員、3番・土川重佳議員、4番・今田光弘議員、6番・末永一朗議員、7番・横山弘藏議員、8番・浦 英明議員、5番・立石隆教議員。

議長(立石隆教) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（立石隆教） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。

会議規則第 32 条第 1 項の規定により、立会人、土川重佳議員、浦 英明議員、開票の立会いをお願いします。

（事務局職員は投票箱を開鎖し、投票を点検整理・開票）

議長（立石隆教） 選挙の結果を報告します。

投票総数 8 票、有効投票 8 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、宮崎良保議員 7 票、浦 英明議員 1 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、2 票です。

したがって、宮崎良保議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

（事務局職員、議場の出入口を開鎖）

議長（立石隆教） ただいま副議長に当選されました、宮崎良保議員が議長に
おられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

副議長に当選されました宮崎良保議員をご紹介します。

仮議長 1 番（宮崎良保） 議長、発言を求めます。

議長（立石隆教） 宮 崎 議 員

（副議長登壇・当選承諾及びあいさつ）

仮議長 1 番（宮崎良保） ただいま、副議長に推選をされました宮崎であります。

今、小値賀町議会は、全国でも最も注目されている議会であり、今後、地方創生や町議会基本条例の制定等、様々な問題があります。こうした中、私は議長を補佐し、地域議会の確立のために、見える化運動をさらに推進するために、一所懸命努力をいたします。

どうかひとつ、よろしくお願いをいたします。

議長（立石隆教） ありがとうございました。

しばらく休憩いたします。

（別室にて、会議）

（議席番号表、作成・配付）

— 休 憩 午 前 10 時 28 分 —
— 再 開 午 前 10 時 36 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

日程第 6、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいまから指定します。
その議席番号と氏名を、事務局長に朗読させます。

事務局長（尾野英昭） 朗読いたします。

1番議席・今田光弘議員、2番議席・松屋治郎議員、3番議席・末永一朗議員、
4番議席・土川重佳議員、5番議席・浦英明議員、6番議席・横山弘藏議員、
7番議席・宮崎良保議員、8番議席・立石隆教議員、以上です。

議長（立石隆教） ただいま朗読したとおり、議席を指定しました。

しばらく休憩します。

（議席の移動）

— 休 憩 午 前 10 時 37 分 —
— 再 開 午 前 10 時 37 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

日程第7、各常任委員会委員の選任を行います。

しばらく休憩します。

（議場内で、総務・産建・広報委員を、くじにより抽選）

（各委員会に分かれ別室にて、委員長・副委員長の選出）

— 休 憩 午 前 10 時 37 分 —
— 再 開 午 前 11 時 05 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、
総務文教厚生常任委員会委員に、今田光弘議員、末永一朗議員、土川重佳議員、
横山弘藏議員、宮崎良保議員、立石隆教議員を、それから、産業建設常任委員
会委員に、今田光弘議員、松屋治郎議員、浦英明議員、横山弘藏議員、宮崎
良保議員、立石隆教議員を、さらに、広報常任委員会委員に、今田光弘議員、
末永一朗議員、土川重佳議員、横山弘藏議員、宮崎良保議員をそれぞれ指名し
たいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方を、それぞれの常任委員会委員に選任
することに決定しました。

日程第8、各常任委員会委員長及び副委員長の選任を行います。

常任委員会委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項並びに第9条第1

項の規定によって、互選により決定することになっておりますので、これより常任委員会ごとに委員長及び副委員長を互選していただきます。

しばらく休憩します。

— 休 憩 午 前 11 時 06 分 —
— 再 開 午 前 11 時 06 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

常任委員会委員長及び副委員長が次のとおり決定し、通知を受けましたので、報告いたします。

総務文教厚生常任委員会委員長に末永一朗議員、副委員長に土川重佳議員、産業建設常任委員会委員長に松屋治郎議員、副委員長に浦 英明議員、広報常任委員会委員長に宮崎良保議員、副委員長に横山弘藏議員、以上のとおりです。

日程第 9、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定によって、末永一朗議員、土川重佳議員、松屋治郎議員、浦 英明議員、宮崎良保議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方を、議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

日程第 10、議会運営委員会委員長及び副委員長の選任を行います。

委員長及び副委員長は、委員会条例第 8 条第 2 項並びに第 9 条第 1 項の規定によって、互選により決定することになっておりますので、これより委員長及び副委員長を互選していただきます。

しばらく休憩します。

（議会運営委員会は、別室にて委員長・副委員長の選出）

— 休 憩 午 前 11 時 07 分 —
— 再 開 午 前 11 時 10 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

議会運営委員会委員長及び副委員長が次のとおり決定し、通知を受けましたので、報告いたします。

委員長に土川重佳議員、副委員長に松屋治郎議員、以上のとおりであります。

しばらく休憩いたします。

— 休 憩 午 前 11 時 10 分 —
— 再 開 午 前 11 時 12 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

日程第 11、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会の議員は、地方自治法第 291 条の 5 第 1 項及び長崎県後期高齢者医療広域連合規約第 8 条の規定に基づき、前回は議長を選任しましたが、今回の町議会議員の改選により、再度、新たに選出が必要になりましたので、選挙を行います。

4 番（土川重佳） 議長、動議。

議長（立石隆教） 土川議員

4 番（土川重佳） 動議を提出します。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定に基づき、指名推選によることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） ただいま、土川議員から、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の方法については、指名推選によることの動議が提出されました。

この指名推選による動議を直ちに議題として採決します。

お諮りします。

この動議のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

それでは、指名推選をお願いします。

3 番（末永一郎） 議 長

議長（立石隆教） 末永議員

3 番（末永一郎） 長崎県後期高齢者医療広域連合議会の議員は、議長を推選したいと思います。よろしくをお願いします。

議長（立石隆教） ただいま、末永議員から長崎県後期高齢者医療広域連合議会の議員に、議長をとの推選がありました。

お諮りします。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会の議員に、議長を選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、長崎県後期高齢者医療広域連合議会の議員は、議長を選任することに決定しました。

しばらく休憩します。

(別室にて、全員協議会開催し、特別委員会設置について協議)

(全協終了後、各特別委員会に分かれて、委員長・副委員長の選出及び継続調査の件で協議)

— 休 憩 午 前 11 時 14 分 —

— 再 開 午 後 1 時 30 分 —

(追加議事日程「第1号の追加2」を作成・配付)

議長(立石隆教) 再開します。

別紙のとおり、これを日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり、これを日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定しました。

日程第12、国境離島活性化推進特別委員会設置についてを議題とします。

お諮りします。

本案について、5人の委員で構成する国境離島活性化推進特別委員会を設置し、これに付託して調査することにしたいと思いません。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、本案については、5人の委員で構成する国境離島活性化推進特別委員会を設置し、これに付託して調査することに決定しました。

お諮りします。

この委員会の審査については、審査が終了するまでにしたいと思いません。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、この委員会の審査は、審査が終了するまでとします。

お諮りします。

ただいま設置されました、国境離島活性化推進特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、松屋治郎議員、末永一朗議員、浦英

明議員、横山弘藏議員、宮崎良保議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方を国境離島活性化推進特別委員会委員に選任することに決定しました。

委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定及び第9条第1項の規定により、互選していただきます。

しばらく休憩します。

— 休 憩 午 後 1 時 32 分 —

— 再 開 午 後 1 時 32 分 —

議長(立石隆教) 再開します。

国境離島活性化推進特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定し、通知を受けましたので、報告します。

委員長に横山弘藏議員、副委員長に松屋治郎議員、以上のとおりであります。

日程第13、地方創生まちづくり特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。

本案について、7人の委員で構成する地方創生まちづくり特別委員会を設置し、これに付託して調査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、本案については、7人の委員で構成する地方創生まちづくり特別委員会を設置し、これに付託して調査することに決定しました。

お諮りします。

この委員会の審査については、審査が終了するまでにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、この委員会の審査は、審査が終了するまでとします。

お諮りします。

ただいま設置されました、地方創生まちづくり特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、今田光弘議員、松屋治郎議員、末永一朗議員、土川重佳議員、浦 英明議員、横山弘藏議員、宮崎良保議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方を地方創生まちづくり特別委員会委員に選任することに決定しました。

委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定及び第9条第1項の規定により、互選していただきます。

しばらく休憩します。

— 休 憩 午 後 1 時 34 分 —

— 再 開 午 後 1 時 34 分 —

議長(立石隆教) 再開します。

地方創生まちづくり特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定し、通知を受けましたので、報告します。

委員長に土川重佳議員、副委員長に今田光弘議員、以上のとおりであります。

しばらく休憩します。

(閉会中の継続調査(審査)申出書を議長に提出)

— 休 憩 午 後 1 時 35 分 —

— 再 開 午 後 1 時 35 分 —

議長(立石隆教) 再開します。

日程第14、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配布のとおり、第2回臨時会以降の国境離島新法制定関係の大会や会議、長崎県町村議会議長会等が主催する会議及び研修会等に議員派遣を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、原案のとおり決定されました。

なお、決定しました本件について変更が生じた場合の取り扱いは、議長に一任願います。

しばらく休憩します。

— 休 憩 午 後 1 時 36 分 —

— 再 開 午 後 1 時 40 分 —

(議案準備・配付)

(執行部入場、町長挨拶)

議長(立石隆教) 再開します。

日程第 15、議案第 36 号、小値賀町監査委員選任の同意についてを議題とします。

局長に議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

事務局長(尾野英昭) 議案第 36 号、小値賀町監査委員選任の同意について。

次の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記、氏名・浦 英明。生年月日・昭和 23 年 8 月 1 日生まれ。住所・北松浦郡小値賀町前方郷 3690 番地 1。

平成 27 年 5 月 1 日町議会提出。小値賀町長・西 浩三。

議長(立石隆教) 地方自治法第 117 条の規定によって、浦 英明議員の退場を求めます。

(浦 議員退場)

議長(立石隆教) 本件について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西 浩三) 議案第 36 号、監査委員の選任の同意について、ご説明をいたします。

地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、監査委員については、議会の同意を得て市町村長が選任することになっておりますが、この度、皆様方の同僚議員の中から、浦 英明氏にお願いしようとするものでございます。

浦氏は皆様ご承知のとおり、非常に温厚で真面目な方でございます。議員になる前は漁協職員として長年勤められた経験もあり、監査委員として適任だと考えております。

なお、今回、監査委員を退任されます岩坪監査委員さんには、在任中、多大なご尽力をいただきました。残念ながらいらっしゃいませんが、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いをいたします。

議長(立石隆教) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思っておりますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略します。

これから、議案第 36 号、小値賀町監査委員選任の同意についてを採決します。

お諮りします。

小値賀町監査委員選任の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 36 号、小値賀町監査委員選任の同意については、これに同意することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

（浦 議員入場）

— 休 憩 午 後 1 時 44 分 —
— 再 開 午 後 1 時 44 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

浦 英明議員に申し上げます。

ただいま、議会選出の監査委員に選任されましたので、告知いたします。

日程第 16、各委員会の閉会中の継続調査（審査）についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会、国境離島活性化推進特別委員会、地方創生まちづくり特別委員会の各委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、委員会の特定事件調査事項について、閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、各委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これで、平成 27 年小値賀町議会第 2 回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

— 午 後 1 時 45 分 閉 会 —